

(表)

覚

一 銀札貳貫目

魚鳥座家賃年中四貫目

当正月より六月迄半ケ年分

右之通魚鳥座家賃御渡被為下慥ニ受取申上候、以上

申七月

覚

一 銀札六百拾匁壹分貳厘

六月朔日より同廿九日迄生物塩物

御口銭高式拾四貫四百五匁貳厘

之内貳歩五厘被遣

右之通魚鳥口銭御渡シ被為下

慥ニ請取申上候、以上

大谷九之平(印)

明治四年

未七月

郡政

御役所

(裏)

未七月受取書控

覚

一 銀札壹貫目

年中四貫目被遣候処

月より六月まで

四五木三ヶ月分

之者 為家賃被遣御銀之内

右著魚鳥座御宿賃之内御渡し被為下

慥ニ受取申上候、以上

大谷九之平

未七月

御役所

覺

一 銀札式貫目

魚鳥座家賃年中四貫目□之所

七月より十二月迄六ヶ月分

但一ヶ月三百三拾三匁三分三厘宛

魚鳥座家賃

右之通御渡被為下慥ニ受取申上候、以上

未十二月

大谷九之平

民事懸

未十二月受取控 御出張所